

議案第8号

令和6年度

佐倉市水道事業会計予算書

令和6年度 佐倉市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度佐倉市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	73,100 件
(2) 年 間 総 配 水 量	16,936,000 m ³
(3) 一 日 平 均 配 水 量	46,400 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
改良工事	1,154,846 千円
浄水場施設改良工事	260,476 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	4,216,135 千円
第1項 営 業 収 益	3,831,309 千円
第2項 営 業 外 収 益	384,816 千円
第3項 特 別 利 益	10 千円

支 出	
第1款 水道事業費用	4,341,073 千円
第1項 営 業 費 用	4,229,790 千円
第2項 営 業 外 費 用	86,283 千円
第3項 特 別 損 失	5,000 千円
第4項 予 備 費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,801,219千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	348,720 千円
第1項 負 担 金	14,797 千円
第2項 国 県 支 出 金	33,913 千円
第3項 企 業 債	300,000 千円
第4項 固 定 資 産 売 却 代 金	10 千円

支 出	
第1款 資本的支出	2,149,939 千円
第1項 建 設 改 良 費	2,011,243 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	114,884 千円
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金	3,812 千円
第4項 予 備 費	20,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1. 資本的支出	1. 建設改良費	上志津原地先水道管耐震化工事	167,970	令和6年度	100,782
				令和7年度	67,188
		大崎台一丁目地先水道管耐震化工事	86,790	令和6年度	52,074
				令和7年度	34,716
		神門地先水道管耐震化工事	87,120	令和6年度	52,272
				令和7年度	34,848
		太田地先水道管耐震化工事	126,610	令和6年度	75,966
				令和7年度	50,644

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
取水井非常用発電機賃借	令和6年度から令和7年度まで	5,225
水質検査等業務委託	令和6年度から令和7年度まで	16,500
浄水場・中継ポンプ場等管理業務委託	令和6年度から令和11年度まで	1,239,480
次亜塩素酸ナトリウム購入	令和6年度から令和7年度まで	36,784
水道メーター取替業務委託	令和6年度から令和7年度まで	74,801

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業債	300,000千円	普通貸借 又は 証券発行	年5.0% 以 内	借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。
合 計	300,000千円			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の他の経費の金額に流用し、又はこれら以外の他の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 255,357千円

(2) 交際費 100千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、56,466千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種 類	名 称	数 量
工具器具及び備品	I C P - M S 分析装置	1 基

令和6年2月26日提出

佐倉市長

西田 三十五